

熊本市河川ふれあい美化ボランティア制度要綱

（目 的）

第1条 河川環境の保全と市民の行政参加の一環として、地域住民、企業等が主体となって行う環境美化活動（以下「美化活動」という。）を支援することにより、地域住民共有の財産かつ生活空間である河川への愛着を深め、美しく安全で住み良いまちづくりを推進し、併せて市民の美化に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

（対象区域）

第2条 美化活動の対象区域は、熊本市が管理する河川において、市長が危険と認めない区域とする。

（美化活動の内容）

第3条 対象区域で行う美化活動は、次に掲げるものとする。

- （1）日常かつ定期的な清掃・パトロール等
- （2）回収したごみの分別
- （3）危険箇所、不法投棄等の連絡
- （4）美化活動の経験に基づく有益な意見がある場合の提案

（実施期間）

第4条 美化活動は年に6回以上実施し、2年以上継続することを原則とする。

（美化団体）

第5条 美化活動を行おうとする地域住民、企業等（以下「美化団体」という。）は、相当数の者で構成される団体とする。

（美化活動の申請）

第6条 美化活動を行おうとする美化団体の代表者は、熊本市河川ふれあい美化ボランティア協定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（協定の締結）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認める場合には、当該美化団体の代表者と「熊本市河川ふれあい美化ボランティア協定」（様式第2号）（以下「協定」という。）を締結するものとする。

（協定の締結事項）

第8条 前条の協定の締結事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 美化活動の区域
- (2) 美化活動の内容
- (3) 美化活動の支援内容
- (4) その他、美化活動の実施に必要な事項

(支援内容)

第 9 条 市長は、第 7 条の協定を締結したときは、予算の範囲内において美化団体の希望に応じ、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

なお、美化活動の対価としての金品等の抛出については行わないものとする。

- (1) 美化活動に必要な、清掃用具等の支給又は貸与
- (2) ボランティア保険の加入
- (3) 美化活動で発生したごみの回収・処理
- (4) その他美化活動に必要な事項

(安全の確保)

第 10 条 美化団体は、市長の安全指導に従い、事故等が発生しないよう、責任を持って安全対策を行うものとする。

(助言と勧告)

第 11 条 市長は、美化団体の美化活動に関して、必要な助言又は勧告ができるものとする。

(報 告)

第 12 条 美化団体の代表者は、年間の活動報告書（様式第 3 号）を、市長に提出するものとする。

(協定の変更・中止等)

第 13 条 美化活動を変更し、又は中止するときは、当該美化団体の代表者は、変更・中止届（様式第 4 号）を市長に提出するものとする。

(協定の解除)

第 14 条 市長は、美化団体が協定内容に違反していると認められるとき、又は美化活動を行うものとしてふさわしくないと認められるときは、協定を解除できるものとする。

2 市長は、協定が終了したとき、美化活動が中止されたとき又は前項により協定を解除したときは、第 9 条に基づき当該美化団体に支給し、又は貸与した清掃用具等の返還を求めるものとする。

(第三者との紛議)

第 15 条 美化団体の美化活動により発生した事故及び第三者との紛議については、当事者間で解決するものとする。

（担当部署）

第 1 6 条 熊本市河川ふれあい美化ボランティア制度の実施に関する事務は、熊本市河川課で行うものとする。

（その他）

第 1 7 条 この要項に定めるもののほか、この制度の実施に必要な事項は別途定めるものとする。

附則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 1 7 年 1 月 1 日から施行する。

熊本市公園ふれあい美化ボランティア制度要綱

（目 的）

第1条 公園環境の保全と市民の行政参加の一環として、地域住民、企業等が主体となつて行う環境美化活動（以下「美化活動」という。）を支援することにより、地域住民共有の財産かつ生活空間である公園への愛着を深め、美しく安全で住み良いまちづくりを推進し、併せて市民の美化に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

（対象区域）

第2条 美化活動の対象区域は、熊本市が管理する公園・緑地等において、市長が危険と認めない区域とする。

（美化活動の内容）

第3条 対象区域で行う美化活動は、次に掲げるものとする。

- （1）日常かつ定期的な清掃・パトロール等
- （2）回収したごみの分別
- （3）危険箇所、不法投棄等の連絡
- （4）美化活動の経験に基づく有益な意見がある場合の提案

（実施期間）

第4条 美化活動は年に6回以上実施し、2年以上継続することを原則とする。

（美化団体）

第5条 美化活動を行おうとする地域住民、企業等（以下「美化団体」という。）は、相当数の者で構成される団体とする。

（美化活動の申請）

第6条 美化活動を行おうとする美化団体の代表者は、熊本市公園ふれあい美化ボランティア協定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（協定の締結）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認める場合には、当該美化団体の代表者と「熊本市公園ふれあい美化ボランティア協定」（様式第2号）（以下「協定」という。）を締結するものとする。

（協定の締結事項）

第8条 前条の協定の締結事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）美化活動の区域
- （2）美化活動の内容
- （3）美化活動の支援内容
- （4）その他、美化活動の実施に必要な事項

（支援内容）

第9条 市長は、第7条の協定を締結したときは、予算の範囲内において美化団体の希望に応じ、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

なお、美化活動の対価としての金品等の抛出については行わないものとする。

- （1）美化活動に必要な、清掃用具等の支給又は貸与
- （2）ボランティア保険の加入
- （3）美化活動で発生したごみの回収・処理
- （4）その他美化活動に必要な事項

（安全の確保）

第10条 美化団体は、市長の安全指導に従い、事故等が発生しないよう、責任を持って安全対策を行うものとする。

（助言と勧告）

第11条 市長は、美化団体の美化活動に関して、必要な助言又は勧告ができるものとする。

（報告）

第12条 美化団体の代表者は、年間の活動報告書（様式第3号）を、市長に提出するものとする。

（協定の変更・中止等）

第13条 美化活動を変更し、又は中止するときは、当該美化団体の代表者は、変更・中止届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（協定の解除）

第14条 市長は、美化団体が協定内容に違反していると認められるとき、又は美化活動を行うものとしてふさわしくないと認められるときは、協定を解除できるものとする。

2 市長は、協定が終了したとき、美化活動が中止されたとき又は前項により協定を解除したときは、第9条に基づき当該美化団体に支給し、又は貸与した清掃用

具等の返還を求めるものとする。

（第三者との紛議）

第 15 条 美化団体の美化活動により発生した事故及び第三者との紛議については、当事者間で解決するものとする。

（担当部署）

第 16 条 熊本市公園ふれあい美化ボランティア制度の実施に関する事務は、熊本市公園管理課で行うものとする。

（その他）

第 17 条 この要項に定めるもののほか、この制度の実施に必要な事項は別途定めるものとする。

附則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

熊本市道路ふれあい美化ボランティア制度 要綱

（目 的）

第1条 道路の美化活動の普及と市民の道路美化に対する意識の高揚を図るため、地域住民、企業等が行う道路の美化活動（以下「美化活動」という。）を支援することにより、もって住民が主体となったまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（対象区域）

第2条 美化活動の対象区域は、熊本市が管理する道路において、概ね100メートル以上の、次のいずれかとする。

- （1）改良済み区間の歩道、歩道に設置された植樹帯等
- （2）活動にあたり、市長が危険がないと認める区間

（美化活動の内容）

第3条 美化活動は、活動区域内における清掃・除草・草木の手入れ等環境美化に必要な活動とする。

（実施期間）

第4条 美化活動は2年以上継続することを原則とする。

（美化団体）

第5条 美化活動を行おうとする地域住民、企業等（以下「美化団体」というは、相当数の者で構成される団体とする。

- 2 15歳未満の者が参加する場合は、15歳未満の者10人に対し成人1人以上が、保護者として参加するものとする。

（美化活動の申請）

第6条 美化活動を行おうとする団体の代表者は、熊本市道路ふれあい美化協定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする

（協定の締結）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認める場合には、美化団体の代表者と「熊本市道路ふれあい美化ボランティア協定」（様式第2号）（以下「協定」という。）を締結するものとする。

（協定の締結事項）

第8条 前条の協定の締結事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 美化活動の区域
- (2) 美化活動の内容
- (3) 美化活動の支援内容
- (4) その他、美化活動の実施に必要な事項

(支援内容)

第 9 条 市長は、第 7 条の協定を締結したときは、予算の範囲内において美化団体の希望に応じ、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

なお、美化活動の対価としての金品等の抛出については行わないものとする。

- (1) 清掃用具等の支給又は貸与
- (2) ボランティア保険加入
- (3) サインボードの設置
- (4) ゴミの回収・処理

(安全の確保)

第 10 条 美化団体は、市長の安全指導に従い、事故等が発生しないよう、責任を持って安全対策を行うものとする。

(助言と勧告)

第 11 条 市長は、美化団体の美化活動に関して、必要な助言又は勧告ができるものとする。

(報 告)

第 12 条 美化団体の代表者は、年間の活動報告書（様式第 3 号）を、市長に提出するものとする。

(協定の変更・中止等)

第 13 条 美化活動を変更または中止するときは、美化団体の代表者は、変更・中止届（様式第 4 号）を市長に提出するものとする。

(協定の解除)

第 14 条 市長は、美化団体が協定内容に違反していると認められるとき、又は美化活動を行うものとしてふさわしくないと認められるときは、協定を解除できるものとする。

- 2 市長は、協定が終了したとき、美化活動が中止されたとき又は前項により協定を解除したときは、第 9 条に基づき美化団体に支給又は貸与した清掃用具等の返還を求め、設置したサインボードを撤去するものとする。

（第三者との紛議）

第 1 5 条 美化団体の美化活動により発生した事故及び第三者との紛議については、当事者間で解決するものとする。

（担当部署）

第 1 6 条 熊本市道路ふれあい美化ボランティア制度の実施に関する事務は、熊本市道路総務課で行なうものとする。

ただし、第 9 条第 1 号及び第 4 号の支援については、活動区域を所管する土木センターにて行うものとする。

（その他）

第 1 7 条 この要項に定めるもののほか、この制度の実施に必要な事項は別途定めるものとする。

附則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 1 7 年 1 月 1 日から実施する。

熊本市美化協定要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、熊本市ごみのない街を創る条例（平成12年条例第9号。以下「条例」という。）第6条及び第7条に規定する美化協定及び支援について、必要な事項を定めるものとする。

（協定の申請）

第2条 美化協定を締結しようとする者は、美化協定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（美化活動の範囲）

第3条 美化協定における美化活動は、次の各号に掲げる街の美化及び飲料容器等の散乱防止に関する活動を指すものとする。

- (1) 日常的な門前美化
- (2) 定期的な一斉美化
- (3) 美化パトロール
- (4) 日常的なごみの減量及び分別
- (5) その他市長が有益と認める美化活動

（協定の締結事項）

第4条 熊本市ごみのない街を創る条例施行規則（平成12年規則第35号。）第4条第1項に規定する美化協定の締結事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 美化協定の名称については、両者が協議して定めるものとする。
- (2) 美化活動の区域については、次のとおりとする。
 - (ア) 一定の街区を含む一団の土地の区域であること。
 - (イ) その他、公益機能を増進するため、市長が有益と認める区域であること。
- (3) 美化活動の方法については、次のとおりとする。
 - (ア) 期間が2年以上であり、かつ回数が年6回以上であること。
 - (イ) 美化活動の区域に事業所又は住所を有する相当数の事業者、商店街振興組合等又は町内自治会が参加するものであること。
 - (ウ) その他、美化活動の区域において、相当数の者が共同して参加し、市長が有益と認めるものであること。

（協定の締結）

第5条 市長は、美化協定申請書が提出され、生活環境の美化に有益であると認められるときは、美化協定の代表者と美化協定書（様式第2号）を取り交わすものとする。

（標識板）

第 6 条 市長は、美化協定を締結したときは、条例第 6 条第 4 項に基づき、標識板を美化活動の区域に設置するものとする。

（支援の内容及び期間）

第 7 条 条例第 7 条に定める美化協定の支援は、次に掲げるもののうち市長が必要と認めるものとする。

- (1) 手袋及びごみ袋の給付
- (2) ほうき及びちりとりの貸与
- (3) 標識板等の貸与又は給付
- (4) 一斉美化後のごみの収集
- (5) 傷害保険の加入
- (6) その他市長が必要と認める支援

2 支援の期間については、美化協定を締結してから 2 年を限度とし、両者が協議して延長することができるものとする。

（支援の申請）

第 8 条 美化協定の代表者は、支援を受けようとするときは、美化協定支援申請書（様式第 3 号）を市長に提出するものとする。

（報告）

第 9 条 美化協定の代表者は、美化協定の締結後 1 年ごとに、美化活動報告書（様式第 4 号）を市長に提出するものとする。

（協定の変更又は中止）

第 10 条 美化協定の代表者は、美化協定を変更又は中止したときは、美化協定変更・中止届（様式第 5 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、美化協定が変更又は中止されたときは、支援を取り消し、変更し、又は給付貸与した物品の返還を求めることができる。

（協定の解除）

第 11 条 市長は、美化協定が目的に適合しなくなったときは、支援を中止し、協定を解除することができる。

2 市長は、支援を中止し、協定を解除したときは、給付貸与した物品の返還を求めることができる。

（事務）

第 12 条 美化協定に関する事務については、熊本市減量美化推進課において行う

ものとする。

附則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 2 0 日から実施する。

熊本市樹木ふれあい美化ボランティア制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、緑の保全と市民の行政参加の一環として、地域住民、企業等が主体となって行う環境美化活動（以下「美化活動」という。）を支援することにより、郷土の貴重な財産である樹木への愛着を深め、美しく安全で住み良いまちづくりを推進し、あわせて市民の美化に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

（対象区域）

第2条 美化活動の対象区域は、熊本市が管理する樹木の生育する市有地において、市長が危険と認めない区域とする。

（美化活動の内容）

第3条 対象区域で行う美化活動は、次に掲げるものとする。

- （1）日常かつ定期的な清掃・除草等
- （2）回収したごみの分別
- （3）危険箇所、不法投棄等の連絡
- （4）美化活動の経験に基づく有益な意見がある場合の提案

（実施期間）

第4条 美化活動は年に6回以上実施し、2年以上継続することを原則とする。

（美化団体）

第5条 美化活動を行おうとする地域住民、企業等（以下「美化団体」という。）は、相当数の者で構成される団体とする。

（美化活動の申請）

第6条 美化活動を行おうとする美化団体の代表者は、熊本市樹木ふれあい美化ボランティア協定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（協定の締結）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認める場合には、当該美化団体の代表者と「熊本市樹木ふれあい美化ボランティア協定」（様式第2号）（以下「協定」という。）を締結するものとする。

（協定の締結事項）

第8条 前条の協定の締結事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 美化活動の区域
- (2) 美化活動の内容
- (3) 美化活動の支援内容
- (4) その他、美化活動の実施に必要な事項

(支援内容)

第 9 条 市長は、第 7 条の協定を締結したときは、予算の範囲内において美化団体の希望に応じ、次の各号に掲げる支援を行うものとする。ただし、美化活動の対価としての金品等の抛出については行わないものとする。

- (1) 美化活動に必要な、清掃用具等の支給又は貸与
- (2) ボランティア保険の加入
- (3) 美化活動で発生したごみの回収・処理
- (4) その他美化活動に必要な事項

(安全の確保)

第 10 条 美化団体は、市長の安全指導に従い、事故が発生しないよう、責任を持って安全対策を行うものとする。

(助言と勧告)

第 11 条 市長は、美化団体の美化活動に関して、必要な助言ができるものとする。

(報 告)

第 12 条 美化団体の代表者は、年間の活動報告書（様式第 3 号）を、市長に提出するものとする。

(協定の変更・中止等)

第 13 条 美化活動を変更し、又は中止するときは、当該美化団体の代表者は、変更・中止届（様式第 4 号）を市長に提出するものとする。

(協定の解除)

第 14 条 市長は、美化団体が協定内容に違反していると認められるとき、又は美化活動を行うものとしてふさわしくないと認められるときは、協定を解除できるものとする。

- 2 市長は、協定が終了したとき、美化活動が中止されたとき又は前項により協定を解除したときは、第 9 条に基づき当該美化団体に貸与した清掃用具等の返還を求めるものとする。

（第三者との紛議）

第 1 5 条 美化団体の美化活動により発生した事故及び第三者との紛議については、美化団体で解決するものとする。

（担当部署）

第 1 6 条 熊本市樹木ふれあい美化ボランティア制度の実施に関する事務は、熊本市緑保全課で行うものとする。

（その他）

第 1 7 条 この要項に定めるもののほか、この制度の実施に必要な事項は別途定めるものとする。

附則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

熊本市観光施設ふれあい美化ボランティア制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、観光施設の環境保全と市民の行政参加の一環として、地域住民や企業等が主体と菜って行う環境美化活動（以下「美化活動」という。）を支援することにより、熊本市民共有の財産である観光施設への愛着を深め、美しく安全で住み良いまちづくりを推進し、併せて市民の美化に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

（対象施設）

第2条 美化活動の対象施設は、熊本市（観光政策課）が管理する観光施設で、市長が必要と認めるものとする。

（美化活動の内容）

第3条 対象区域で行う美化活動は、次に掲げるものとする。

- （1）日常かつ定期的な清掃・除草等
- （2）回収したごみの分別
- （3）除草、樹木の剪定及び花の植付け
- （4）危険箇所、不法投棄等の連絡
- （5）利用者へのルール・マナー等の指導
- （6）美化活動の経験に基づく有益な意見がある場合の提案

（実施期間）

第4条 美化活動は年に6回以上実施し、1年以上継続することを原則とする。

（美化団体）

第5条 美化活動を行おうとする地域住民や企業等（以下「美化団体」という。）は、相当数の者で構成される団体とする。

（美化活動の申請）

第6条 美化活動を行おうとする美化団体の代表者は、熊本市観光施設ふれあい美化ボランティア協定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（協定の締結）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認める場合には、当該美化団体の代表者と「熊本市観光施設ふれあい美化ボランティア協定」（様式第2号）（以下「協定」という。）を締結するものとする。

（協定の締結事項）

第 8 条 前条の協定の締結事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （ 1 ）美化活動の区域
- （ 2 ）美化活動の内容
- （ 3 ）美化活動の支援内容
- （ 4 ）その他、美化活動の実施に必要な事項

（支援内容）

第 9 条 市長は、第 7 条の協定を締結したときは、予算の範囲内において美化団体の希望に応じ、次の各号に掲げる支援を行うものとする。ただし、美化活動の対価としての金品等の抛出については行わないものとする。

- （ 1 ）美化活動に必要な、清掃用具等の支給又は貸与
- （ 2 ）ボランティア保険の加入
- （ 3 ）美化活動で発生したごみの回収・処理
- （ 4 ）活動員証の配布
- （ 5 ）その他美化活動に必要な事項

（安全の確保）

第 10 条 美化団体は、市長の安全指導に従い、事故が発生しないよう、責任を持って安全対策を行うものとする。

（助言と勧告）

第 11 条 市長は、美化団体の美化活動に関して、必要な助言ができるものとする。

（報 告）

第 12 条 美化団体の代表者は、年間の活動報告書（様式第 3 号）を、市長に提出するものとする。

（協定の変更・中止等）

第 13 条 活動の内容を変更する場合には、乙は事前に変更届（様式第 4 号）を甲に提出しなければならない。

（協定の解除）

第 14 条 市長は、美化団体が協定内容に違反していると認められるとき、又は美化活動を行うものとしてふさわしくないと認められるときは、協定を解除できるものとする。

2 市長は、協定が終了したとき、又は前項により協定を解除したときは、第 9 条に基づき当該美化団体に貸与した清掃用具等の返還を求めるものとする。

（第三者との紛議）

第 1 5 条 美化団体の美化活動により発生した事故及び第三者との紛議については、美化団体で解決するものとする。

（担当部署）

第 1 6 条 熊本市観光施設ふれあい美化ボランティア制度の実施に関する事務は、熊本市観光政策課で行うものとする。

（その他）

第 1 7 条 この要項に定めるもののほか、この制度の実施に必要な事項は別途定めるものとする。

附則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

熊本市違反屋外広告物簡易除却協力員設置要綱

（目的）

第1条 熊本市屋外広告物条例（平成7年条例第73号）に違反する屋外広告物の簡易除却を、市と市民が協働で実施することにより、本市の良好な景観の形成を図るため、違反屋外広告物簡易除却協力団体（以下「協力団体」という。）及び違反屋外広告物簡易除却協力員（以下「協力員」という。）を置く。

（協力団体の募集）

第2条 市長は、市民との協働により、本市の良好な景観の形成を図るため、「協力団体」を募集し、認定するものとする。

（認定する団体の要件）

第3条 前条の市長が認定する「協力団体」は次の要件を満たす団体とする。

- （1）本市内にある3名以上の団体であること。
 - （2）違反屋外広告物の簡易除却を市と協働して行い、違反屋外広告物の適正化を推進できる団体であること。
 - （3）ボランティア保険に加入できる団体であること。
 - （4）定期的に活動できる団体であること。
 - （5）その他市長が適当と認める団体であること。
- 2 認定を受けようとする団体は違反屋外広告物簡易徐却協力団体認定申請書（様式1号）を提出しなければならない。
- 3 市長は前項の申請に基づき協力員に認定した場合は違反屋外広告物簡易徐却協力団体認定書（様式2号）を交付する。
- 4 施設管理者については、第2項及び第3項を省略することができるものとする。

（「協力員」への委任）

第4条 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項に基づき委任する「協力員」は、次の要件を満たし、市長が適当と認めた者とする。

- （1）市長が認定する協力団体に所属し、その協力団体の推薦状（様式3号）がある者であること。
- （2）市長が行う講習会の課程を終了した者であること。
- （3）18歳以上の者であること。

（「協力員」の任期）

第5条 「協力員」の任期は1年以内とする。ただし市長が必要と認める場合は再任することができる。

（「協力員」の職務）

第 6 条 「協力員」は市の指導のもと屋外広告物法第 7 条 4 項に規定する違反屋外広告物（はり紙、はり札、立看板）の簡易除却を、市と協働して行う。

（報酬）

第 7 条 「協力団体」及び「協力員」は無報酬とする。

（「協力団体」の認定取消し）

第 8 条 市長は次の各号に該当するときは「協力団体」の認定を取消す。

- （ 1 ）「協力団体」から認定取消しの申し出があった場合
- （ 2 ）「協力団体」としてふさわしくない行為があった場合
- （ 3 ）その他市長が「協力団体」として適当でないと認めたとき

（「協力員」の解任）

第 9 条 市長は次の各号に該当するときは「協力員」を解任する。

- （ 1 ）「協力員」から退任の申し出があった場合
- （ 2 ）「協力員」としてふさわしくない行為があった場合
- （ 3 ）心身に障害があり、職務に堪えられない場合
- （ 4 ）所属する「協力団体」が認定を取消された場合
- （ 5 ）その他市長が「協力員」として適当でないと認めたとき

（その他）

第 10 条 この要綱の施行について、その他必要な事項は開発景観課長が定める。

附則

この要綱は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から施行する